

住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業

事業プラン募集要領

Ver.4.0

令和7年4月

(お問い合わせ先)

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター（愛称：クール・ネット東京）

〒163-0817

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル 17階

TEL：03-5990-5269

ホームページ：<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/initial-cost0-zokyo>

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始を除く）

9時00分～12時00分、13時00分～17時00分



東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。東京都においては、財団法人東京都環境整備公社（現公益財団法人東京都環境公社）が平成20年2月4日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年4月1日に活動を開始しました。

目次

1	事業概要	1
1.1	背景及び目的	1
1.2	助成対象となる事業プラン	1
1.3	本事業の流れ	1
1.4	事業期間	2
2	事業プラン募集の要件	2
2.1	応募者の要件（事業プラン登録要綱第3条参照）	2
2.2	事業プランの要件（事業プラン登録要綱第4条参照）	2
3	応募手続き	4
3.1	事業プランの登録申請・受理・決定（事業プラン登録要綱第5条及び第6条参照）	4
3.2	事業プランの単位について	5
3.3	書類提出方法	5
3.4	プラン登録事業者の責務（事業プラン登録要綱第7条参照）	5
4	その他必要に応じた手続き等	6
4.1	登録決定の取消し（事業プラン登録要綱第8条参照）	6
4.2	事業プランの変更（事業プラン登録要綱第9条参照）	6
4.3	事業者情報の変更に伴う届出（事業プラン登録要綱第10条参照）	6
4.4	事業者の変更に伴う届出（事業プラン登録要綱第11条参照）	7
4.5	登録プランの取下げ（事業プラン登録要綱第12条参照）	7
4.6	指導・助言（事業プラン登録要綱第13条参照）	7
4.7	個人情報等の取扱い（事業プラン登録要綱第14条参照）	7
4.8	その他（事業プラン登録要綱第15条参照）	7
5	各種申請書類について	8
	別表1 提出書類リスト（プラン登録申請時）	8
	<プラン登録申請時の提出書類に係る注意事項>	9
	別表2 提出書類リスト（プラン内容変更時）	9
	別表3 提出書類リスト（事業者名称等変更時）	10
	別表4 提出書類リスト（事業者変更時）	11
	<提出書類作成例>	12

改正履歴

Ver	更新年月	当該箇所	改正内容
1.0	令和5年2月	—	初版発行
2.0	令和5年4月	全体・各箇所	誤字脱字など軽微な修正
		各箇所	助成事業完了日の定義に「国補助金等の他の補助金額確定通知日」を追加
		3.1 事業プランの登録 申請・受理・決定	共同事業者に関する注意事項を追加 <登録するプランについて>を追加
		各種申請書類について 別表1	No.10「事業スキーム図」追加
		各種申請書類について 各別表	共同事業に関する補足を追加
3.0	令和6年4月	—	事業プラン登録要綱改正に伴う改正
4.0	令和7年4月	—	事業プラン登録要綱改正に伴う改正

1 事業概要

1.1 背景及び目的

東京都は、2030年カーボンハーフの達成に向け、再生可能エネルギーの導入促進の一環として、新築・既存住宅への太陽光発電システムや蓄電池システムの設置を強力に推進しています。

そのため、太陽光発電システム及び蓄電池システム（以下「太陽光発電システム等」という。）の導入に係る都民の負担を軽減するため、初期費用ゼロで太陽光発電システム等を設置するサービスへの助成事業（「住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業（以下「本事業」という。）」）を開始します。

このたび、本事業の開始にあたり、助成対象となる「事業プラン」の募集を行います。本事業プラン募集要領は、住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業事業プラン登録要綱（以下「事業プラン登録要綱」という。）の補足をなすものです。

1.2 助成対象となる事業プラン

リース・電力販売・屋根借り・自己所有モデル等、初期費用ゼロで太陽光発電システム等を設置するサービスを提供する事業者に対して助成した設置費用の一部を、サービス利用料金の低減等を通じて住宅所有者に還元し負担を軽減する事業プランが助成対象となります。

<初期費用ゼロで太陽光発電システム等を設置するサービスの例>

リース	電力販売	屋根借り	自己所有モデル
事業者は、太陽光発電システム等を住宅所有者にリースする。 住宅所有者は、発電された電気を利用する。	事業者は、発電された電気のうち、住宅所有者の自家消費分の電気を住宅所有者に販売し、余剰分を電力会社等に販売する。	事業者は、屋根の賃料を住宅所有者に支払い、発電された電気を電力会社に販売する。	事業者は、発電された電気の売電権と引き換えに、太陽光発電システム等の所有権を住宅所有者に移転する。

1.3 本事業の流れ

ステップ1：事業プラン申請・登録

公益財団法人東京都環境公社（公社）が「事業プラン」を募集し、審査の結果、要件に合致した事業プランを登録します（応募された事業プランは順次審査・登録します）。登録した事業プランは公社のホームページ等で公表します。

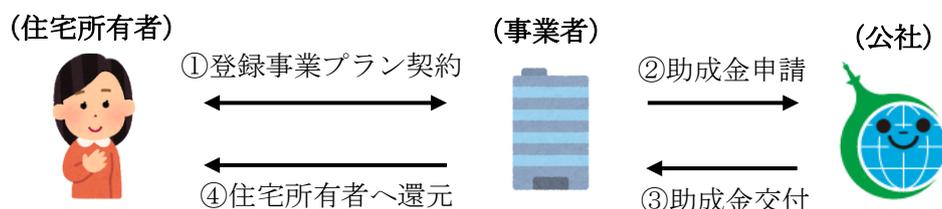


ステップ2：助成金交付申請

事業プラン登録後、登録された事業プランに係る契約を住宅所有者と締結してください。契約締結後、公社に対して助成金の交付申請を行うことができます。

助成金は事業者を支払われますが、サービス利用料金の低減等を通じて住宅所有者への還元が必要です。

※プラン登録完了前に契約した案件については助成対象外となります。

**1.4 事業期間**

令和4年度～令和9年度（助成金の交付は令和11年度まで）

2 事業プラン募集の要件**2.1 応募者の要件（事業プラン登録要綱第3条参照）**

以下に該当する場合、応募することができません。

- ・暴力団
- ・暴力団員等
- ・法人の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの
- ・成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者でその復権を得ないもの
- ・税金の滞納があるもの、刑事上の処分を受けたものその他公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められないもの

2.2 事業プランの要件（事業プラン登録要綱第4条参照）

登録に必要な事業プランの要件は以下のとおりです。

- ① 太陽光発電システム等の設置に係る経費のうち、設備費（太陽光発電システム等の設備の購入等に要する経費）について、住宅所有者が負担する初期費用が不要なサービスであること（工事費のみ住宅所有者が負担する事業プランは初期費用ゼロに含む）。なお、住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第3条第五号から第八号までのいずれにも該当しない太陽光発電システム等の販売（割賦販売を含む。）に係るものを除く。
- ② 設置される太陽光発電システム等が、停電時においても電気供給を継続する機能を有していること。
- ③ 太陽光発電システム等が故障した場合、事業者又は機器製造者による速やかな交換又は修理が行われるサービスが、契約期間中、付帯していること。
- ④ 交付される助成金総額が、住宅所有者の契約した登録事業プランの契約期間内のサービス利用料金等の合計額から控除されている（屋根借りの場合は、助成金総額が契約

期間内の屋根の使用料の合計額に加算されている。)、又は住宅所有者に還元されるものであること。ただし、初期費用ゼロサービスの契約締結時点で、初期費用ゼロサービス契約期間内に住宅を売却することを前提として住宅を所有する事業者との契約の場合は、売却後の住宅所有者に助成金総額を一括で還元するものであること。

- ⑤ 太陽光発電システム等又は当該設備の取付工事が原因で生じた身体障害又は財物損壊に起因する賠償責任補償が付加されていること。
- ⑥ 設置施工の安全性確保について、対象機器が立地上又は構造上危険がないことを確認すること。また、公社が求めた場合には、安全性等を確認する書類の提出に応じること。
- ⑦ 周辺環境への配慮に係る関係ガイドラインの遵守について、『太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省）』に準拠するとともに、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」で定める日常生活の騒音・振動の基準を遵守すること。
- ⑧ 太陽光発電システムが次の要件を全て満たしていること。
 - ・太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所(JET)が定める JETPVm 認証のうち、モジュール認証を受けたものであること若しくは同等以上であること又は国際電気標準会議（以下「IEC」という。）の IEC61215-1 制度に加盟する認証機関による太陽光モジュール認証を受けたものであること（認証の有効期限内の製品に限る。）。
 - ・未使用品であること。
- ⑨ 機能性PVの設置に当たっては、「優れた機能性を有する太陽光発電システムの設置について（東京都環境局）」（令和5年3月31日付4環気環第364号）の留意事項に記載のある設置方法に従い設置していること。
- ⑩ 蓄電池を設置する場合は、設置する蓄電池が次の要件を全て満たしていること。
 - ・定置用（据え付け工事を行い、建物の壁や床などへ固定されるもの。いわゆるポータブル蓄電池は不可です。）であること。
 - ・未使用品であること。
 - ・国が令和3年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。
- ⑪ 住宅所有者との契約について、契約期間が10年以上であること。
- ⑫ 太陽光発電システムから得られる環境価値について、住宅所有者から譲渡を受ける事業プランにおいては、譲渡を受けた環境価値については、都内で活用するものであること。ただし、固定価格買取制度の活用は可とする。

3 応募手続き

3.1 事業プランの登録申請・受理・決定（事業プラン登録要綱第5条及び第6条参照）

事業プランの登録を申請する事業者（以下「プラン申請事業者」という。）は、事業プラン登録申請書（プラン様式1）その他の別表1に掲げる書類を会社に提出してください。

会社は、事業プラン登録申請書の提出を受けた後、順次審査を行い、登録の可否を決定します。

事業プランの登録を決定した場合、事業プラン登録決定通知書（プラン様式6）により、その旨をプラン申請事業者に通知するとともに、登録したプランを会社のホームページに掲載します。事業プランの登録を行わない決定をした場合、事業プラン登録非承認通知書（プラン様式7）により、その旨を事業プラン申請事業者に通知します。

<注意事項等>

- (1) 事業プランが複数の事業者により共同で実施するプラン（共同事業プラン）である場合は、当該共同事業プランの関係者を共同事業者として、共同で申請してください。

<共同事業者の例>

- ・設備の所有権を有する事業者（転リース契約、リースバック契約等におけるリース契約関係者等）
- ・設置経費に係る領収書の宛先となる、プラン申請事業者以外の事業者（ただし、住宅所有者が工事費を負担する場合は除きます。）
- ・住宅所有者との初期費用ゼロサービス契約が複数者間となる場合の契約関係者

<共同事業者に該当しない例>

- ・単に設備の購入先となる事業者
- ・単に施工の委託先となる事業者
- ・保証会社や収納代行会社

※上記以外の事例につきましては、その都度確認の上、判断いたします。疑問点等ございましたら、ホームページよりお問い合わせフォームにてご質問ください。

- (2) 応募いただいた事業プランから順次審査を行い、要件を満たすことが確認できたプランから順次登録します。
- (3) 予算残高により、募集を締め切る場合があります。
- (4) 登録した事業プランについては、様式2及び様式3の記載事項を公表します。
- (5) 会社が受付した申請書類に不備がある場合において、プラン申請事業者に会社が修正を求めた日の翌日から起算して90日以内にプラン申請事業者が当該不備の修正を行わないときは、その申請が撤回されたものとみなし、提出済みの書類を破棄します。
- (6) プラン登録申請時にプラン様式2にて機能性PVを設置不可としているプランは、機能性PVの上乗せ補助の対象外となります。機能性PVの上乗せ補助を受けたい場合は、「4.2 事業プランの変更」を参考に変更申請をお願いいたします。

3.2 事業プランの単位について

- (1) サービス約款等が同じであれば、太陽光発電システムを設置するプラン、太陽光発電システムと蓄電池を併せて設置するプランを同一のプランで申請することが可能です。
- (2) 以下の場合、別々のプランとして申請してください。

- ・共同事業者が異なる

設備の所有権を有する事業者等、**共同事業者が複数存在するサービスの場合は、共同事業者ごとに別のプランとして申請してください。**なお、1つのサービスについて複数の事業プランを登録する場合、本事業のHPにおいて1つの事業プランとして掲載することも可能です。その場合は、**プラン様式2において、事業HPへの掲載可否を『掲載不可』とし、理由欄をご記入のうえ提出してください。**

- ・プラン様式3の内容（助成金の還元方法等）が異なる

1つの案件に対し、一括還元や分割還元等、その他の還元方法から選べるプランの場合は、還元方法ごとに別のプランとして申請してください。

なお、1つの案件に対し一括還元と分割還元を併用するプラン（還元方法はその1種類のみプラン）は、1つのプランとして申請してください。

- ・サービス利用料金を回収する事業者がプラン登録事業者とは異なる

住宅所有者からサービス利用料金を回収する事業者が複数存在するスキームの場合は、それぞれ別のプランとして申請してください。

（例：賃貸オーナーとの初期費用ゼロサービス契約において、住宅管理会社が家賃とともにサービス利用料金を回収し、プラン登録事業者に支払う）

※ 登録が可能な事業プラン数に制限はありません。

3.3 書類提出方法

原則、電子メールで書類を提出してください。また、以下の注意事項を遵守してください。

- ・データは PDF 形式とし、様式については必ず Excel データも格納してください。
- ・データは様式・添付資料の名称や番号等が必ずわかるようにしてください。
- ・次の公社指定のメールアドレスに申請書類一式を添付の上、送信してください。
- ※ メールの件名を「【初期ゼロ】事業プラン登録申請書提出」としてください。
- ※ メールに添付可能なデータ容量は、概ね 10M バイトです。容量が大きくなる場合、メールを複数に分けてください。

提出用メールアドレス
cnt-shokizero-zokyo@tokyokankyo.jp

3.4 プラン登録事業者の責務（事業プラン登録要綱第7条参照）

プラン登録の決定に当たり、プラン登録承認の通知を受ける事業者（以下「プラン登録事業者」という。）は以下の責務を遵守してください。

- ・住宅所有者からの登録事業プランに関する問合せ等に誠実に対応すること。
- ・登録事業プランに関する苦情やトラブルに対し、誠実に対応すること。
- ・登録事業プランについて、自社のサービスが本事業の登録事業プランとして登録された

旨を公表するとともに、標準価格及び当該登録事業プランを利用することにより利用料金が低減される旨（屋根借りの場合は、屋根の使用料が加算される旨）を公表すること。

- ・太陽光発電システム等が設置される住宅所有者に対して、本助成金を申請すること及び契約金額は当該助成金額が控除されていること（屋根借りの場合は、当該助成金額が契約期間内の屋根の使用料合計に加算されていること）を説明すること。

4 その他必要に応じた手続き等

4.1 登録決定の取消し（事業プラン登録要綱第8条参照）

- （1）公社は、プラン登録事業者が次のいずれかに該当する場合は、登録決定の全部又は一部を取り消すことができます。
 - ・虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
 - ・登録決定の内容又は目的に反したサービスを行ったとき。
 - ・本事業における都又は公社の指示に従わなかったとき。
 - ・登録決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が暴力団員等又は暴力団に該当するに至ったとき。
 - ・その他登録決定の内容、これに付した条件、その他法令又は実施要綱、事業プラン登録要綱並びにその他公社が定める規定に違反したとき。
- （2）公社は、前項の取消しを行う場合には、あらかじめ都と協議します。
- （3）公社は、（1）の規定による取消しを行う場合は、速やかに当該プラン登録事業者に事業プラン登録決定取消通知書（プラン様式8）により通知します。

4.2 事業プランの変更（事業プラン登録要綱第9条参照）

- （1）プラン登録事業者は、登録した事業プランの変更を行う場合は、事前に、事業プラン登録内容変更申請書（プラン様式9）その他の別表2に掲げる書類を公社に提出してください（共同事業プランの場合、共同事業者と共同で申請してください）。
- （2）公社は、前項の申請を受け、その内容が妥当であると認めるときは、当該変更を承認します。
- （3）公社は、前項の承認を行うときは、事業プラン登録内容変更承認通知書（プラン様式10）により、その旨を当該プラン登録事業者に通知します。

※事業プラン登録後に、登録した契約書の記載内容が変更になった場合は、事前に公社へご相談ください（本事業の要件とは関係ない箇所であっても同様です）。

※事業プランの内容を変更する場合は、事前に内容変更の申請を行い、公社の承認後に変更してください。公社の承認前に変更後の内容にて契約した場合、登録されているプラン内容に該当しないため、助成対象外となります。

4.3 事業者情報の変更に伴う届出（事業プラン登録要綱第10条参照）

プラン登録事業者は、法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地等を変更した場

合は、速やかに、事業プラン登録事業者名称等変更届（プラン様式 11）その他の別表 3 に掲げる書類を公社に提出してください（共同事業プランの場合、共同事業者と共同で届けてください。）。

4.4 事業者の変更に伴う届出（事業プラン登録要綱第 11 条参照）

法人の合併、分割等によって、プラン登録事業者に変更が生じた場合は、速やかに、事業プラン登録事業者変更届（プラン様式 13）その他の別表 4 に掲げる書類を公社に提出してください（共同事業プランの場合、共同事業者と共同で届けてください。）。

※事業者の変更を行う場合、事前に公社にご相談ください。

4.5 登録プランの取下げ（事業プラン登録要綱第 12 条参照）

- (1) プラン登録事業者は、登録されたプランの取下げを行うときは、事業プラン登録取下申請書（プラン様式 14）を公社に提出してください（共同事業プランの場合、共同事業者と共同で申請してください。）。
- (2) 公社は、(1) の申請を受け、その内容が妥当であると認めるときは、事業プラン登録取下承認通知書（プラン様式 15）により通知及び当該申請を承認するとともに、登録した当該登録プランを抹消します。

4.6 指導・助言（事業プラン登録要綱第 13 条参照）

公社は、本事業の適切な執行のため、プラン申請事業者及びプラン登録事業者に対し、必要な指導及び助言を行うことができます。

4.7 個人情報等の取扱い（事業プラン登録要綱第 14 条参照）

公社は、本事業の目的を達成するために、本事業の実施に関し知り得たプラン申請事業者及びプラン登録事業者に係る情報等を、必要な範囲内において、都に提供します。

4.8 その他（事業プラン登録要綱第 15 条参照）

- (1) 要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うための必要な事項は、公社が別に定めます。
- (2) 要綱から明確に判断できない事項等、要綱の解釈に疑義が生じた場合は、その都度公社が判断し、都と協議した上で対応方法を決定します。

5 各種申請書類について

プラン登録申請時は別表1の書類を提出してください。登録後に変更がある場合は、変更内容に応じて別表2から別表4の書類を提出してください。

申請書類の様式は、公社のホームページからダウンロードしてください。

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/initial-cost0-zokyo/planrec>

別表1 提出書類リスト（プラン登録申請時）

○：要提出 △：該当する場合

No.	提出書類	様式番号	要否	備考
1	申請書類チェックリスト		○	
2	事業プラン登録申請書	プラン様式1	○	
3	事業プランの内容	プラン様式2	○	
4	料金比較表	プラン様式3	○	<ul style="list-style-type: none"> ・別途、月々の支払額及び契約期間内の支払総額が分かる資料を添付してください。 ・支払額が決まっているプランの場合は、原則、全ての料金体系について提出してください。 ・設置する設備の条件等により契約時に支払額を決定する場合は、想定資料を提出してください。
5	誓約書	プラン様式4	○	共同事業者がいる場合は、共同事業者用の誓約書も提出してください。
6	口座登録届出書	プラン様式5	○	<ul style="list-style-type: none"> ・助成金の振込先口座（口座名義、口座番号）が確認できる資料（通帳等の写し）を添付してください。 ・プランの追加登録においては、登録済みの口座から変更がない場合は提出不要です。
7	会社の登記簿謄本の写し		○	<ul style="list-style-type: none"> ・現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書を提出してください。 ・発行から3か月以内のものとしします。 ・プランの追加登録においては、登録済みの登記簿謄本から変更がない場合は提出不要です。 ・共同事業者がいる場合は、プラン登録事業者と共同事業者の現在事項証明書又は履歴書全部事項証明書を提出してください。
8	事業プランに係る住宅所有者との契約書のひな型		○	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書のひな型にはバージョンを必ず記載し、ひな型が複数ある場合はすべて提出してください。 ・本要領の『2.2 事業プランの要件』を満たしていることが確認できるよう、別途交付要綱に定める誓約書を住宅所有者と契約時に取り交わしてください。
9	利用料金計画表のひな型		○	交付申請時に提出予定の、初期費用ゼロサービス契約期間内の住宅所有者の利用料金の合計額から交付される助成金総額が控除されていることがわかる書類のひな型を提出してください。
10	プランの概要資料		○	リーフレット、HP、公表資料の写し等（新規事業等により提出できない場合は理由書を添付してください。）
11	事業スキーム図		○	全ての事業者が確認できるようにしてください。
12	その他公社が必要と認める書類		△	公社から指示があった場合に提出してください。

<プラン登録申請時の提出書類に係る注意事項>

- ・ 事業プランに係る住宅所有者との契約書のひな型には、プラン登録後に内容が変更になった場合の審査を円滑化するため、**バージョンを必ず記載してください。**
(例：○月△日版、ver.2.0等)
- ・ 共同で申請する場合は、**別表1の書類に加えて次の書類も提出してください。**
 - ①別表1におけるNo. 5及びNo. 7について、共同事業者のもの
 - ②共同事業に係る契約書（転リース契約、リースバック契約等）

別表2 提出書類リスト（プラン内容変更時）

○：要提出 △：該当する場合

No.	提出書類	様式番号	要否	備考
1	申請書類チェックリスト		○	
2	事業プラン登録内容変更申請書	プラン様式9	○	
3	事業プランの内容	プラン様式2	△	内容に変更がある場合に提出してください。
4	料金比較表	プラン様式3	△	<ul style="list-style-type: none"> ・別途、月々の支払額及び契約期間内の支払総額が分かる資料を添付してください。 ・支払額が決まっているプランの場合は、原則、全ての料金体系について提出してください。 ・設置する設備の条件等により契約時に支払額を決定する場合は、想定資料を提出してください。 ・内容に変更がある場合に提出してください。
5	事業プランに係る住宅所有者との契約書のひな型		△	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書のバージョンを必ず記載してください。 ・契約書のひな型が複数ある場合はすべて提出してください。 ・2.2 事業プランの要件を満たしていることが確認できるよう、別途交付要綱に定める誓約書を住宅所有者と契約時に取り交わしてください。 ・内容に変更がある場合に提出してください。
6	利用料金計画表のひな型		△	<ul style="list-style-type: none"> ・交付申請時に提出予定の、初期費用ゼロサービス契約期間内の住宅所有者の利用料金の合計額から交付される助成金総額が控除されていることがわかる書類のひな型を提出してください。 ・内容に変更がある場合に提出してください。
7	プランの概要資料		△	<ul style="list-style-type: none"> ・リーフレット、HP、公表資料の写し等 ・内容に変更がある場合に提出してください。
8	その他公社が必要と認める書類		△	公社から指示があった場合に提出してください。

別表3 提出書類リスト（事業者名称等変更時）

○：要提出 △：該当する場合

No.	提出書類	様式番号	要否	備考
1	申請書類チェックリスト		○	
2	事業プラン登録事業者名称等変更届	プラン様式 11	○	
3	プラン登録事業者の変更に伴う交付決定済み案件変更内容及び案件一覧	プラン様式 12	△	交付決定済みの案件がある場合は提出してください。
4	事業プランの内容	プラン様式 2	△	事業プランに関する問合せ先等（URL・電話番号等）が変更になる場合は提出してください。
5	口座登録届出書	プラン様式 5	△	・助成金の振込先口座（口座名義、口座番号）が確認できる資料（通帳等の写し）を添付してください。 ・内容に変更がある場合に提出してください。
6	会社の登記簿謄本の写し		○	・履歴事項全部証明書に限ります。 ・発行から3か月以内のものとしします。
7	事業プランに係る住宅所有者との契約書のひな型		△	・契約書のバージョンを必ず記載してください。 ・契約書のひな型が複数ある場合はすべて提出してください。 ・2.2 事業プランの要件を満たしていることが確認できるよう、別途交付要綱に定める誓約書を住宅所有者と契約時に取り交わしてください。 ・内容に変更がある場合に提出してください。
8	その他公社が必要と認める書類		△	公社から指示があった場合に提出してください。

※共同事業者の事業者名称等変更の場合、No. 1、No. 2、No. 6の書類を提出してください（他、変更がある場合は必要に応じて当該書類を提出してください。）。

別表4 提出書類リスト（事業者変更時）

○：要提出 △：該当する場合

No.	提出書類	様式番号	要否	備考
1	申請書類チェックリスト		○	
2	事業プラン登録事業者変更届	プラン様式13	○	
3	プラン登録事業者の変更に伴う交付決定済み案件変更内容及び案件一覧	プラン様式12	△	交付決定済みの案件がある場合は提出してください。
4	事業プランの内容	プラン様式2	○	
5	誓約書	プラン様式4	○	・変更後の事業者について提出してください。
6	口座登録届出書	プラン様式5	○	・助成金の振込先口座（口座名義、口座番号）が確認できる資料（通帳等の写し）を添付してください。
7	会社の登記簿謄本の写し		○	・履歴事項全部証明書に限ります ・発行から3か月以内のものとしします。
8	事業プランに係る住宅所有者との契約書のひな型		○	・契約書のバージョンを必ず記載してください。 ・契約書のひな型が複数ある場合はすべて提出してください。 ・2.2 事業プランの要件を満たしていることが確認できるよう、別途交付要綱に定める誓約書を住宅所有者と契約時に取り交わしてください。
9	利用料金計画表のひな型		○	交付申請時に提出予定の、初期費用ゼロサービス契約期間内の住宅所有者の利用料金の合計額から交付される助成金総額が控除されていることがわかる書類のひな型を提出してください。
10	その他公社が必要と認める書類		△	公社から指示があった場合に提出してください。

※共同事業者の変更の場合、No. 1、No. 2、No. 5、No. 7の書類を提出してください（他、変更がある場合は必要に応じて当該書類を提出してください。）。

※プランの内容に変更がある場合は、別表2の資料も併せて提出してください。

< 提出書類作成例 >

利用料金計画表のひな型（分割還元の場合）

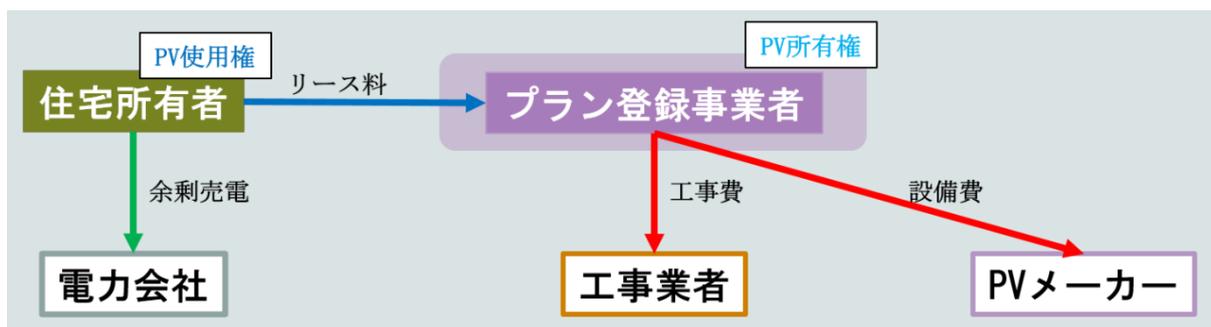
利用月数	定価（税込）	助成金適用後（税込）	助成金適用後（税抜）
1	22,000	11,000	10,000
120	2,640,000	1,320,000	1,200,000
			助成金額
			XXX,XXX
助成金額内訳		助成金額内訳	
太陽光発電システム		XXX,XXX	
蓄電池システム		XXX,XXX	
設置機器	製品名	型式	発電出力／蓄電容量
太陽電池	XXXXX	XXXXX	○kW
パワーコンディショナー	XXXXX	XXXXX	●kW
蓄電池システム	XXXXX	XXXXX	△kWh
契約者名	環境 太郎		
設置場所	東京都〇〇市～～		

以下の項目を**必ず記載してください**。

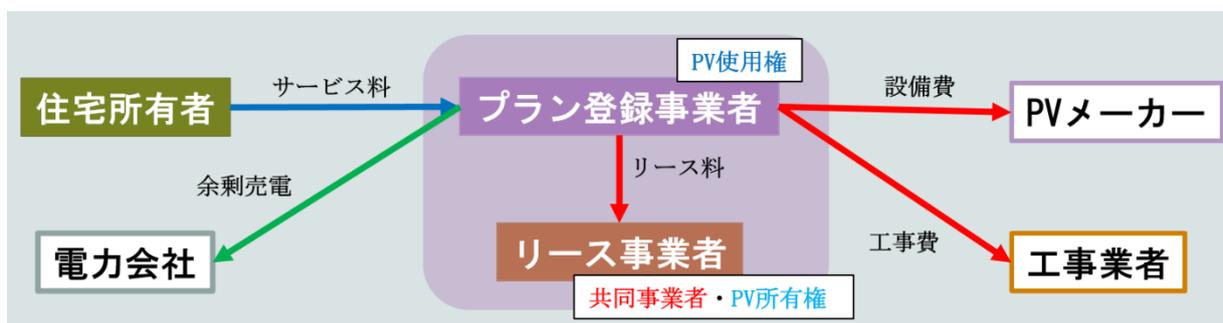
- ・ 設置場所
- ・ 設置機器の情報
 - 太陽光発電設備の発電出力及び蓄電池の蓄電容量
- ・ 還元方法
 - 一括還元又は分割還元等、住宅所有者への助成金の還元方法
- ・ 助成金額
- ・ 利用料金総額
 - 助成金適用前と適用後の金額をいずれも記載すること

事業スキーム図

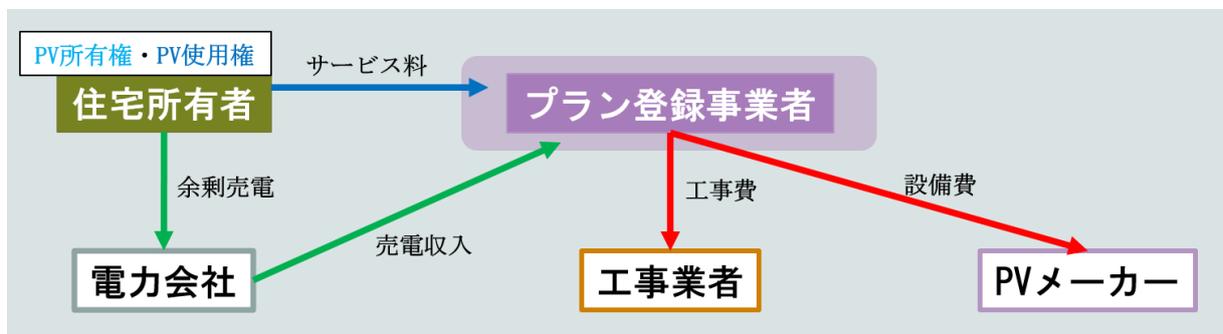
例1 リース・共同事業者なし



例2 電力販売・共同事業者あり



例3 自己所有モデル・共同事業者なし



プランに關与する以下の事業者等を全て記載し、契約關係や金銭の流れについて図で示してください。

- ・ プラン登録事業者
- ・ 共同事業者
 - 詳しくは、本募集要領の『3.1 事業プランの登録申請・受理・決定』をご参照ください。
- ・ 太陽光発電システム等の設備の所有権を有する者
- ・ 太陽光発電システム等の設備を実際に使用収益する者（太陽光発電システムから得られる余剰電力を売電する者）
- ・ 設備購入及び工事契約の相手方となる事業者
 - 事業者名の記載は不要です。

**住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業
事業プラン募集要領
Ver.4.0**

□発行・編集 令和7年4月

公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称：クール・ネット東京)
〒163-0817
東京都新宿区西新宿2-4-1
新宿 NSビル 17階